

# 小山工業高等専門学校教員表彰規則

制 定 平成23年4月 1日  
一部改正 平成29年3月29日

## (趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員で教育、研究、学生指導及び地域連携等に関して、特に顕著な功績を挙げた者を表彰するため定めるものである。

## (表彰対象者)

第2条 表彰対象者は、全教員とする。但し、第5条に規定する表彰選考委員会委員は除くものとする。

## (表彰対象分野)

第3条 表彰対象分野は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 「教育」分野：教育活動に顕著な功績があった者
- (2) 「研究」分野：研究活動に顕著な功績があった者
- (3) 「学生指導」分野：学生指導に顕著な功績があった者
- (4) 「地域連携」分野：地域社会等の発展に顕著な功績があった者
- (5) 「その他」：特に顕著な功績があったと認められる者

## (表彰候補者の推薦)

第4条 表彰候補者の推薦は、各表彰対象分野毎に次の各号に掲げる者を推薦者とし、別紙様式1により校長宛推薦するものとする。

- (1) 「教育」分野：副校長（教務主事）、副校長（学生主事）、副校長（寮務主事）
- (2) 「研究」分野：副校長（総務主事）、副校長（教務主事）
- (3) 「学生指導」分野：副校長（学生主事）、副校長（寮務主事）
- (4) 「地域連携」分野：地域イノベーションサポートセンター長
- (5) 「その他」：副校長（総務主事）、副校長（教務主事）、事務部長

2 表彰候補者の推薦者数は、各分野1名とは限らないものとする。

3 国立高等専門学校機構が実施する「国立高等専門学校教員顕彰」へ推薦された教員は、表彰候補者とするものとする。

## (表彰選考委員会)

第5条 表彰選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、校長を委員長とする。

- (1) 校長
- (2) 各副校長
- (3) 専攻科長
- (4) 事務部長

## (被表彰者の選考)

第6条 校長は、第4条により推薦された表彰候補者について、表彰選考委員会の議を経て決定

するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は7月末日までに行うものとする。

(表彰の条件)

第8条 表彰は、各表彰対象分野毎に原則1名とし、各年度原則5名以内とする。

2 同一年度における同一教員の複数分野の表彰は行わないものとする。

3 本規則により受賞歴のある教員にあつては、受賞次年度から3年間は同一分野の表彰は行わないものとする。

(表彰)

第9条 表彰は、校長が別紙様式2による表彰状を授与することにより行う。なお、副賞として教育研究経費20万円の配分をすることができる。

(事務)

第10条 表彰に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校教職員表彰規則（平成16年9月15日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

役 職 名  
推薦者氏名

印

小山工業高等専門学校「教員被表彰者」の推薦について

標記のことについて、下記の者を小山工業高等専門学校教員被表彰者として推薦いたします。

記

氏 名			
所 属		職 名	
規則第3条 の該当項目	一 教育	二 研究	三 学生指導 四 地域連携 五 その 他
推 薦 理 由			

別紙様式 2

表 彰 状

氏 名

殿

あなたは本校の教員として に関して特に顕著な功績を挙げました  
よってここに表彰いたします

平成 年 月 日

小山工業高等専門学校長 ○ ○ ○ ○ 印